

## 基本条例（修正案）（H23、8月24日）

### 前 文

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自治体への権限委譲がすすみ、自治体の責務がより拡大してきた中で、二宮町も自己責任で住民福祉の増進を図り、まちづくりを総合的に実施するよう地方分権型へ転換が図られてきた。二宮町は、少子高齢化や人口減少傾向など課題を抱えながら、二宮町の特徴を生かした個性ある自立したまちづくりが求められている。

主権者である町民の信託を受けた議員と町長が二元代表制の下で、それぞれ特性を生かし、適切な緊張を維持して、町民の意思を反映した最良の決定に導く使命が課せられている。

議会は、執行機関に対する監視及び評価の機能を持ち、原則として全ての事務に権限が及ぶなど、その責任と役割は重大である。また、町の課題を常に把握し、多様な民意がある中で、政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。常に変化する時代背景の中で議会の役割を十分に果たし、また機能が十分発揮されるためには、議会の公正性と透明性の確保はもとより、論点、争点を町民にわかりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決ができるように工夫しなければならない。二宮議会は、請願・陳情説明、議会だよりの発行、議会や委員会の町民への公開、議会のテレビ放映等で町民に開かれた議会を目指してきたが、個々の議員が自覚と見識を持って、さらなる議会改革をすすめる決意のもとで、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### 第1条 目的

この条例は、議会運営及び議員に係わる基本事項を定め、町政の情報公開と町政への町民参加を基本として、公正で民主的な町政の推進により、二宮町の福祉の向上・豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

#### 第2条 条例の位置づけ

この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、又は制定し、若しくは改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

### 第2章 議会と議員の活動原則

#### 第3条 議会の活動原則

議会活動原則を以下の項に定める。

##### 第1項 公正性・透明性・信頼性

議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議会の信頼性を高めるよう努める。

第2項 多様な意見の把握

議会は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

第3項 開かれた議会

議会は、町民にとって開かれた議会に努める。

第4項 分かり易い議会

議会は、町民にとって分かり易い議会に努める。

第4条 議員活動の原則

議員活動原則を以下の項に定める。

第1項 議員間の自由な討議と言論の尊重

議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進する。

第2項 多様な意見の把握

議員は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

第3項 町民の福祉向上

特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指す。

第4項 政策立案・提言

議員は積極的に政策立案、政策提言を行うように努める。

第5項 自らの議会活動の情報提供

議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行う。

第6項 自己研鑽

議員は、調査及び研修を通じて、自らの資質向上を図るために、不断の研鑽に努める。

第5条 議員の政治倫理

議員政治倫理を以下の項に定める。

第1項 政治倫理の向上

議員は、主権を有する町民の代表者として、町政に携わる責務を深く認識し、主権を有する町民の付託に答えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

第2項 議員政治倫理

議員政治倫理は、議員倫理規定要綱に定めるところとする。

第6条 会派

会派について以下の項に定める。

## 第1項 会派の結成

会派は政治的信条、政策等を共有する議員により結成することができる。

## 第2項 同一理念の活動

会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

# 第3章 議会運営

## 第7条 議会運営の原則

議会は、町民に分かりやすく、かつ円滑で効果的運営を行う。

## 第8条 委員会活動

二宮町議会委員会条例において規定する、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的な活動を行い、その活性化に努める。

## 第9条 自由討議

議員は、議会の機能を発揮するため積極的に議員相互の自由討議に努め、議論を尽くす。

## 第10条 政策討議

議会は、共通認識を醸成するため積極的に政策討議を行う。

## 第11条 調査活動

議会は、町長等の事務が適正に執行されているかについて、必要に応じ、検査、調査等を行うことができる。

## 第12条 政務調査費

議員は、別に定めるところにより交付を受けた政務調査費について、その適正な執行に努めるとともに、町民に対し使途の説明責任を負う。

## 第13条 通年議会

二宮町議会は専決処分をなくし、全ての決定を町民の判断の下で行うため通年議会とする。

## 第14条 夜間及び日曜議会

夜間及び日曜議会を開催できる。

# 第4章 町民と議会との関係

## 第15条 会議の原則公開

議会における全ての会議は原則として公開とする。

## 第16条 情報公開

議会は、二宮町情報公開条例との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則公開とする。

## 第17条 意見交換の機会

議会は、町政全般にわたって必要と思われる課題について、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する一般会議を開催することができる。

## 第18条 議会報告会

議会報告会を開催する。町民と議会代表者の質疑は別途定めた要綱の下で行う。

## 第19条 請願と陳情

議会は、請願と陳情を町民からの政策提案と位置づけ、審議において提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

## 第20条 意見提案手続き

議会の条例及び政策提案に対し、町民の意見を求めることができる。

# 第5章 議会と町長等との関係

## 第21条 町長等との関係

二元代表制の下、町長等と緊張ある関係を保ちながら町長等の事務の執行監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うために以下の項を定める。

### 第1項 一般質問の質問形式（一問一答制度の導入）

本会議の一般質問においては論点・争点を明らかにするために一問一答方式で行う。

### 第2項 執行者の反問権

説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

## 第22条 町長等の政策形成過程の説明

議会は、町長等が提案する重要な政策等（政策・施策・計画・事業提案等）について、審議を通じて、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

### 第1項 政策等の背景

### 第2項 他の自治体の類似する政策との比較

### 第3項 総合計画等における根拠、位置づけ

### 第4項 実施にかかる費用及び財源

### 第5項 政策等の効果

### 第6項 町民参加の有無とその内容

### 第23条 議会の議決事項

自治法第96条第2項に規定する議決事項は以下の項に定める。

第1項 二宮町総合計画及び二宮総合計画の策定と変更について。

第2項 。。。項目いれる。

### 第6章 議会の体制整備

#### 第24条 議員の研修

議会は、議員の資質向上を図るために議員研修の充実強化に努める。

#### 第25条 事務局の機能充実

議会は、議会の政策立案機能向上のため、議員の政策立案活動を補助し、また、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

#### 第26条 図書資料の充実

議会は、議員の調査研究に資するため、図書資料等の充実を図るものとする。これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供することができる。

#### 第27条 予算の確保

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努める。

### 第7章 補則

#### 第28条 条例の見直し

第1項 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

第2項 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

第3項 本条例の改正は、必要に応じ隨時行う。

## 廣瀬先生講演会スケジュール

看板制作	10月	日		
看板設置	10月	日	場所	
チラシ印刷	月	日	部数	
チラシ配布	町広報板	部	月	日
	各種団体	部	月	日
	その他配布方法	駅頭		

## 講演会当日

10月30日

12時	先生町民センター着	打ち合わせと食事
	担当	
12時30分	全員集合	
13時	開場	受付
	アンケートの配布	(講演会・議会だより)
	担当	
13時30分	開会	
	司会	神保順子議員
	開会挨拶	二見委員長
	廣瀬先生講演	
15時	質疑	質問者へマイク移動
	担当	
15時30分	終了	
	閉会挨拶	根岸副委員長
	アンケート回収	
	先生の時間があれば	第1委員会室で意見交換